

# 中小企業組合等支援施策情報

## ■「中小企業の会計に関する基本要領」とは？

「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」は、中小企業の実態に即して作られた新たな会計ルールです。

これまで非上場企業である中小企業が活用できるような会計ルールは整備されていませんでしたが、中小企業関係者(中小企業団体、税理士、公認会計士など)が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」によって、中小企業の実態に即した会計のあり方が検討され、「中小企業の会計に関する基本要領」として本年2月1日に公表されました。

現行の会計ルールとの主な相違点は、中小企業の会計と税制との調和や事務負担の軽減を図るために、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って、簡潔な会計処理等を示していることです。

主な項目をご紹介します。

### 1 「貸倒引当金」について

法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定する方法を使用できることを明確化した。

### 2 「有価証券」について

有価証券の評価方法を、取得原価での計上を原則とした(売買目的有価証券は時価計上)。

### 3 「棚卸資産」について

中小企業で多く利用されている「最終仕入原価法」を利用できることを明確化した。

【お問い合わせ先】 中小企業庁 事業環境部 財務課 ☎03-3501-5803

なお、中小企業基盤整備機構では中小企業の会計要領の活用の仕方等について「中小企業会計啓発・普及セミナー」を開催しております。

<http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/001398.html>

## 組合相談コーナー 定款変更と登記について

Q 当組合は通常総会において、事業の定款変更について議決を行いました。行政庁に定款変更認可申請書を提出すること以外に必要な手続きはありますか？

A 「事業」は、登記事項なので、定款変更した際は、行政庁に対して定款変更認可申請書を提出するほかに、法務局での変更登記が必要となります。この場合、行政庁からの認可書が到達した日から2週間以内に変更登記を行う必要があります。

なお、定款変更後に登記が必要な事項は次のとおりです。

①名称、②事務所の所在地、③事業、④地区、⑤出資1口の金額、⑥出資払込の方法、⑦公告の方法  
※法務局への登記申請は、オンラインや郵送で行うことが可能です。

詳細はこちらでご確認下さい。[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html#02](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html#02)

ここで、定款変更と登記について確認してみましょう。

次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。



- 1 定款の変更は、行政庁の認可を必要とするが、変更事項の効力の発生時期は定款変更を議決した時からとなる。
- 2 定款変更の議案は、委任状を含む総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 3 商業・法人登記は秋田市の秋田地方法務局のみの取扱いとなっているが、登記簿謄本などの各種証明書は県内各支局で交付を受けることができる。

※回答は10ページに掲載しています。